



薬学生の病院実務実習について

薬剤師になるには、原則として大学の薬学部のうち6年制課程を卒業して、薬剤師国家試験に合格しなければなりません。その後、薬剤師名簿に登録申請することではじめて薬剤師の免許が国から与えられます。

薬学教育の改善・充実については、「薬学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」(平成14年9月24日、高等教育局長裁定により設置)において議論が行われ、平成16年2月12日には「最終報告」が文部科学省高等教育局長宛に提出されました。

「最終報告」では、医療技術や医薬品の創製・適用における科学技術の進歩、医薬分業の進展など、薬学をめぐる状況が大きく変化してきているなか、薬剤師を目指す学生には、基礎的な知識・技術はもとより、豊かな人間性、高い倫理観、医療人としての教養、課題発見能力・問題解決能力、現場で通用する実践力などを身につけることが求められていること、臨床の現場において相当期間の実務実習を行うなど、実学としての医療薬学を十分に学ばせる必要があることなどが挙げられ、薬学教育は6年間の教育が必要であることが提言されました。

そのような経緯があり、平成16年に学校教育法および薬剤師法が改正され、平成18年から薬学部では6年制課程の設置がスタートしました。国家試験受験資格が6年制課程卒業或いは卒業見込となり、約半年の薬局病院実務実習が必修化されました。

平成18年4月入学の6年制第1期生においては、平成22年5月から、薬局及び病院における、それぞれ11週にわたる実務実習が開始されています。実学としての医療薬学を学ぶには、病院あるいは薬局において、実務経験を積む必要があります、多くの患者さんの協力をいただくことになると思います。

ご迷惑をお掛けすることも多いと思われますが、次世代を担う薬剤師の教育にご協力を
お願いいたします。

大和市立病院 薬剤科 計良 貴之

